

国民保養温泉地計画の内容案

国民保養温泉地の指定に当たっては、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第21条に規定する温泉地計画（国民保養温泉地計画）を策定する。

国民保養温泉地計画は、各温泉地が選定標準改正案における温泉地の環境等に関する条件に合致していることを確認するため、次の事項を定めるものとする。

国民保養温泉地の指定及び温泉地計画の策定に当たっては、学識経験者等の意見を聴取することとする。

なお、温泉地計画は、原則として、5年間の計画とし、5年毎に見直しを行うこととする。

- ・ 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策
（例：建築物の意匠、色彩等に関する方針、広告物の設置に当たっての寸法、色彩等の配慮方針、煩雑な要素の除去等）
→ 選定標準改正案の第2（1）の条件に合致しているかを確認する項目
- ・ 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等
→ 選定標準改正案の第2（2）の条件に合致しているかを確認する項目
- ・ 温泉資源の保護に関する取組方針
（泉温、湧出量、水位の定期的観測・記録、温泉資源（地下水）の涵養方策等）
- ・ 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策
（例：源泉、貯湯槽、分湯槽、中継槽及び送（引）湯路線については、雨水や汚染された浅層地下水等が混入しないような配慮。浴槽については厚生労働省の通知の遵守。貯湯槽、パイプライン、浴槽及びその周辺については定期的な清掃の実施等）
- ・ 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策
（例：健康づくりの場としての体制整備、温泉地を象徴する自然・文化資源の保全と活用、快適な環境の創出等）
- ・ 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画
→ 以上の4項目は、選定標準改正案の第2（3）の条件に合致しているかを確認する項目
- ・ 災害防止対策に係る計画及び措置
→ 選定標準改正案の第2（4）の条件に合致しているかを確認する項目